

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月20日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第2号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第44条後段中「4,400円」を「5,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市教職員の給与に関する規則第44条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)